

熊本県公報

第 1 1 5 2 8 号
平成 19 年 3 月 23 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定.....(高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定.....(") 2
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し.....(税務課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定.....(障害者支援総室) 2
- 保安林の指定に関する予定.....(森林保全課) 3
- ".....(") 3
- 熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する要綱の改正.....(税務課) 3
- 熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する要綱に伴う手続.....(") 3
- 廃川敷地の発生.....(河川課) 4
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 4
- ".....(") 4
- ".....(") 5
- ".....(") 5
- 道路の供用開始.....(") 6
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....(税務課) 6
- 種畜証明書の交付.....(畜産課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定.....(森林保全課) 6

公 告

- 道路の位置指定.....(建築課) 7
- 団体営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課) 7
- 阿蘇中部広域営農団地整備計画の変更案の公告・縦覧.....(農林水産政策課) 7
- 平成 19 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委
託に係る一般競争入札落札者等.....(情報企画課) 8
- 公的個人認証サービスの電子証明書発行手数料及び情報提供手数料の
額の承認.....(") 8
- 団体営土地改良事業計画変更の適否決定.....(農村計画・技術管理課) 9
- ".....(") 9
- ".....(") 9
- ".....(") 10
- ".....(") 10
- ".....(") 10

登 載 依 頼

- 交通流監視テレビシステム保守委託の一般競争入札の実施.....(交通規制課) 11
- 高速走行抑止システム保守委託の一般競争入札の実施.....(") 16
- 交通信号制御システム、サブセンター及びミニセンター信号施設保守
委託の一般競争入札の実施.....(") 21
- 交通情報収集システム保守委託の一般競争入札の実施.....(") 26
- 交通情報提供システム保守委託の一般競争入札の実施.....(") 31
- 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則.....(学校人事課) 36
- 熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則.....(") 36
- 熊本県立美術館利用規則の一部を改正する規則.....(文化課) 36
- 第 4 回くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の開催告知.....(少子化対策課) 43
- 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する
規則.....(人事委員会) 43
- 県立学校職員・児童生徒の健康診断に係る「心電心音図自動解析装置」
の賃貸借に係る一般競争入札の実施.....(体育保健課) 43
- 平成 18 年度包括外部監査結果の報告.....(監査委員事務局) 45
- 平成 18 年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告.....(") 45
- 熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則.....(社会教育課) 47
- 公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則.....(人事委員会) 47
- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則.....(") 47
- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則.....(") 47
- 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....(") 48

○熊本県人事委員会議事規則の一部を改正する規則……………(") 48
 ○熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則……………(") 48
 ○熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則……………(") 51
 ○熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令……………(") 64
 ○熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………(") 64
 ○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………(") 64
 ○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………(") 65
 ○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則……………(") 66
 ○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………(") 67
 ○熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則……………(") 74
 ○熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………(") 74
 ○熊本県へき地手当に関する規則の一部を改正する規則……………(") 74
 ○熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程……………(") 74
 ○熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(") 75

告 示

熊本県告示第 259 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
テラス江津湖デイホーム 熊本市広木町 6 番 1 号	株式会社フレンドシップ	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 260 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
テラス江津湖デイホーム 熊本市広木町 6 番 1 号	株式会社フレンドシップ	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 261 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
菊池運輸株式会社	代表取締役 齋藤長一郎	菊池市隈府 439 番地	平成 19 年 2 月 1 日

熊本県告示第 262 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
社会福祉法人 煌 介護支援センター 笑 ほたる 宇城市豊野町糸石 3896-1	社会福祉法人 煌 福岡市博多区博多駅中央街 8 番 36 号 行岡 良治	平成 19 年 4 月 1 日	4312700166	居宅介護

熊本県告示第 263 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字丸山字梅木鶴 381、382 の 1
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 264 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市市渡瀬字崩平 1663 の 1
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 265 号

平成 18 年 1 月 16 日熊本県告示第 40 号の 2（熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。
- ただし、熊本県の指定する方法により当該届出等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 第 6 条中「送信すること」の次に「、及び第 4 条第 1 項ただし書に規定すること」を加える。

熊本県告示第 266 号

熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 40 号の 2）第 4 条第 1 項ただし書に規定する熊本県の指定する方法は、次に掲げる方法とする。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

申請を行おうとする者が、税理士法（昭和 26 年法律第 237 条）第 2 条第 1 項第 2 号に規

定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

熊本県告示第 267 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川球磨川水系鬼木川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成 19 年 3 月 23 日
- 3 廃川敷地の位置
人吉市鬼木町字荳原 693 番 1 地先から
人吉市鬼木町字荳原 693 番 3 地先まで
- 4 廃川敷地の面積
94.57 平方メートル

熊本県告示第 268 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	本渡牛深 線	天草市深海町字白浜 同町字柳田	前	6.7	99.2	単道改
			後	35.4		
			前	8.6	99.2	
			後	31.9		

- 2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県告示第 269 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	津留鹿本 線	山鹿市鹿本町御宇田 同所	前	3.5	135.0	単道改
			後	11.0		
			前	11.0	125.0	
			後	25.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県告示第 270 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	熊本市田崎一丁目 276 番 1 地先から 同市田崎本町 34 番 地先まで	前	12.9 ～ 22.1	200.0	九州新幹 線及び連 立事業に 伴う迂回 路設置
		熊本市田崎一丁目 276 番 1 地先から 同市田崎本町 34 番 地先まで	後	12.9 ～ 22.1	200.0	
		熊本市田崎一丁目 276 番 1 地先から 同所 25 番 2 地先まで	後	8.5 ～ 13.0	168.0	
		熊本市田崎三丁目 1071 番 1 地先から 同市田崎本町 34 番 地先まで	前	8.5 ～ 51.7	430.0	
		熊本市田崎三丁目 1071 番 1 地先から 同市田崎本町 34 番 地先まで	後	8.5 ～ 51.7	430.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県告示第 271 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	長原川野 線	上益城郡山都町長原字東谷 245 番 1 地先から 同所	前	3.0 ～ 4.7	266.4	単道改
		306 番 地先まで	後	8.5 ～ 24.3	244.0	
		上益城郡山都町田吉字畦原 805 番 1 地先から 同所	前	4.4 ～ 14.5	87.0	
		同所	後	13.0		

		807 番 地先まで	後	～	37.0	83.0	
--	--	------------	---	---	------	------	--

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県告示第 272 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 23 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本田原坂線	熊本市上熊本三丁目 492 番 5 地先から 同所 660 番 地先まで	136.0	連続立体 交差事業

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県告示第 273 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	代 表 者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
三共石油株式会社	代表取締役 鍋田 博	上益城郡御船町滝川 48 番地	平成 19 年 3 月 14 日

熊本県告示第 274 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する馬の雄
- 3 検査実績

検 査 日	種畜証明書番号 (平 18 熊本県臨)	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検査場所
平成19年 3月13日 (火)	第 20 号	アグネス プラネット	サラブレッド種	2 級	有限会社宮村 牧場	阿蘇郡西原村

熊本県告示第 275 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県鹿本郡植木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに植木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第 247 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岩崎 1011 番地 7
- 2 築造者の氏名 有限会社信栄不動産
- 3 道路の位置 玉名市中尾字天神木 350 番 4
- 4 道路の幅員 5.00 メートル
- 5 道路の延長 35.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 3 月 7 日
- 7 指定番号 玉名景建第 75 号

熊本県公告第 248 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	上古閑	平成 11 年 12 月 15 日	平成 12 年 4 月 1 日	宇土市

熊本県公告第 249 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により阿蘇中部広域営農団地整備計画を変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 12 項において準用する同条第 1 項の規定により公告し、当該広域営農団地整備計画の案を、変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 12 項において準用する同条第 2 項の規定により、熊本県の住民は、縦覧に供された広域営農団地整備計画の案について、次により意見書を提出することができる。また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 12 条第 1 項の規定により、提出された意見書については、要旨及び処理の結果を公告する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 広域営農団地整備計画の案の縦覧期間
自 平成 19 年 3 月 23 日
至 平成 19 年 4 月 23 日
- 2 広域営農団地整備計画の案の縦覧場所
熊本県農林水産部農林水産政策課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部農業振興課
- 3 意見書の提出期限
平成 19 年 4 月 23 日（郵送の場合は、平成 19 年 4 月 23 日消印有効）
- 4 意見書の提出方法及び提出先
 - (1) 持参又は郵送の場合
〒 862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県農林水産部農林水産政策課
又は
〒 869-2612
阿蘇市一の宮町宮地 2402 熊本県阿蘇地域振興局農林部農業振興課
 - (2) ファックスの場合
FAX 番号 096-383-3270
熊本県農林水産部農林水産政策課
 - (3) 電子メールの場合
電子メールアドレス norinsuisan@pref.kumamoto.lg.jp

熊本県公告第 250 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成 19 年度熊本県総合行政ネットワーク県庁 NOC 監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県地域振興部情報企画課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 19 年 2 月 7 日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市桜町 3 番 1 号
- 5 落札金額
126,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 6,000,000 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成 18 年 12 月 27 日

熊本県公告第 251 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 電子証明書発行手数料
条例第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の発行手数料 1 件当たり 500 円
ただし、以下の場合においては、発行手数料を無料とする。
 - (1) 市町村合併又は政令指定都市の設置があった場合における再発行
 - (2) 住居表示変更による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 12 条失効があった場合における再発行
 - (3) 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
 - (4) 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第 12 条失効があった場合における再発行
 - (5) 越県合併の場合における再発行
 - (6) 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
 - (7) 市町村職員が受付窓口端末を用いて県認証局と導通確認を行う場合において
 - ア 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
 - イ 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
 - (8) 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
 - (9) その他、利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行
 - (10) 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行
- 2 情報提供手数料
条例第 3 条第 1 項に規定する情報提供手数料
 - (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 2 条第 2 号に規定する行政機関等のうち、同号の八に掲げるものが署名検証者の場合における情報提供手数料 無料
 - (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 2 号の八に掲げるもの以外の行政機関等、及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる者が署名検証者の場合
 - ア OCSP レスポンダ照会方式による失効情報の提供に係る提供 1 件当たり 10 円
 - イ CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料
 - (ア) 毎日 1 回ずつ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 年間 2,000,000 円
 - (イ) 1 年のうち決まった日数のみ全都道府県の CRL を取得する方式による場合 取得した日数当たり 10,000 円
 - (ウ) (ア) 及び (イ) 共に特定の都道府県の CRL のみを取得する場合 それぞれの単価に、当該都道府県の数を 47 で除して得た数を乗じて得た額 ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。
 - (ア) については、10,000 円未満を切り上げた額
 - (イ) については、1,000 円未満を切り上げた額

- ウ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1日かつ1都道府県当たり700円
- (3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第1項第3号に掲げる者が署名検証者の場合 (2)と同額
- (4) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第1項第4号及び第5号に掲げる者が署名検証者の場合 (2)のア、イ及びウの手数料の2倍
- (5) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第1項第6号に掲げる者が署名検証者の場合 (2)と同額
- (6) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第5項第1号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合 (2)と同額
- (7) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第17条第5項第2号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合 (2)と同額
- (8) (2)から(5)に掲げる署名検証者又は(6)から(7)に掲げる団体署名検証者が、(2)から(7)に含まれる別の規定に基づく署名検証者又は団体署名検証者を兼ねる場合 それぞれの規定に基づく情報提供手数料の合計額
- 3 適用開始日
平成19年4月1日

熊本県公告第252号

山都町長甲斐利幸から協議のあった白糸地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成19年3月15日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の白糸地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年3月26日から平成19年4月20日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第253号

山都町長甲斐利幸から協議のあった白糸地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成19年3月15日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の白糸地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年3月26日から平成19年4月20日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第254号

山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（矢部）地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成19年3月15日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の矢部（矢部）地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成19年3月26日から平成19年4月20日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 255 号

山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（明ヶ野）地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成 19 年 3 月 15 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の矢部（明ヶ野）地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 26 日から平成 19 年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 256 号

山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（谷頭）地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成 19 年 3 月 15 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の矢部（谷頭）地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 26 日から平成 19 年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

熊本県公告第 257 号

山都町長甲斐利幸から協議のあった矢部（鶴）地区土地改良事業（農業用道路）計画の変更については、平成 19 年 3 月 15 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の矢部（鶴）地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 3 月 26 日から平成 19 年 4 月 20 日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場

登 載 依 頼

熊交規公告第214号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月12日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
交通流監視テレビシステム保守委託
- (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
交通管制センター、熊本北警察署、熊本南警察署、熊本東警察署
及び熊本市白山等53ヶ所のカメラ

2 入札参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年熊本県告示第521号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「防災通信施設保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成17年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者
- (2) 6の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認定決定を受けていること。

3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 申請の方法
申請書に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送（書留郵便により、

平成19年3月22日まで必着)により提出するものとする。

○ 2の(1)を証明する書類の写し

(2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-381-0110 内線5233

(3) 申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月22日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 確認結果の通知

郵送により通知する。

(5) 参加資格有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月19日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

5 契約条項を示す場所

3(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3(2)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成19年3月12日（月）から平成19年3月22日（木）までの日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 交付場所

3(2)に同じ

(3) 入札の方法

ア 入札金額は交通流監視テレビシステム保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月27日（火） 午前10時20分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部8階 交通管制センター

(6) 入札書の提出方法

前記6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記3の(2)の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札の日時まで、見積もった契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。）を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係

る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 入札保証金の還付

○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

○ 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 契約しようとする者が過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(4) 入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

カ 金額を訂正した入札

キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

コ 二以上の意思表示をした入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第215号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月12日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
高速走行抑止システム保守委託
- (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
交通管制センター及び熊本市上南部等3ヶ所の端末装置

2 入札参加資格

次の掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 平成18年熊本県告示第521号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「防災通信施設保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成17年度以降、交通安全施設に係る保守委託の実績がある者
- (2) 6の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認定決定を受けていること。

3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 申請の方法

申請書に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送（書留郵便により、平成19年3月22日まで必着）により提出するものとする。

○ 2の(1)を証明する書類の写し

(2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-381-0110 内線5233

(3) 申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月22日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 確認結果の通知

郵送により通知する。

(5) 参加資格有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月19日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

5 契約条項を示す場所

3(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3(2)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成19年3月12日（月）から平成19年3月22日（木）までの日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 交付場所

3(2)に同じ

(3) 入札の方法

ア 入札金額は高速走行抑止システム保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月27日（火） 午前10時00分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部8階 交通管制センター

(6) 入札書の提出方法

前記6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記3の(2)の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札の日時までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。）を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したこ

とを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 入札保証金の還付

○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

○ 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 契約しようとする者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(4) 入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

カ 金額を訂正した入札

キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

コ 二以上の意思表示をした入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者 1 名を決定する。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第216号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月12日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名

交通信号制御システム、サブセンター及びミニセンター信号施設保守委託

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 業務実施場所

交通管制センター、サブセンター、ミニセンター及び

熊本市飛田交差点等956ヶ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年熊本県告示第521号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成17年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者
- (2) 6の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認定決定を受けていること。

3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 申請の方法

申請書に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送（書留郵便により、

平成19年3月22日まで必着)により提出するものとする。

○ 2の(1)を証明する書類の写し

(2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-381-0110 内線5233

(3) 申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月22日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 確認結果の通知

郵送により通知する。

(5) 参加資格有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月19日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

5 契約条項を示す場所

3(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3(2)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成19年3月12日（月）から平成19年3月22日（木）までの日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 交付場所

3(2)に同じ

(3) 入札の方法

ア 入札金額は交通信号制御システム、サブセンター及びミニセンター信号施設保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月27日（火） 午前10時40分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部8階 交通管制センター

(6) 入札書の提出方法

前記6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記3の(2)の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札の日時まで、見積もった契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。）を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公

共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 入札保証金の還付

○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

○ 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 契約しようとする者が過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(4) 入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

カ 金額を訂正した入札

- キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- コ 二以上の意思表示をした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第217号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月12日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
交通情報収集システム保守委託
- (2) 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
交通管制センター及び熊本市松崎交差点等1336ヶ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成18年熊本県告示第521号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成17年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者
- (2) 6の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認定決定を受けていること。

3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 申請の方法
申請書に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送（書留郵便により、平成19年3月22日まで必着）により提出するものとする。

○ 2の(1)を証明する書類の写し

(2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-381-0110 内線5233

(3) 申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月22日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 確認結果の通知

郵送により通知する。

(5) 参加資格有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月19日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

5 契約条項を示す場所

3(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3(2)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成19年3月12日（月）から平成19年3月22日（木）までの日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 交付場所

3(2)に同じ

(3) 入札の方法

ア 入札金額は交通情報収集システム保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月27日（火） 午前11時00分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部8階 交通管制センター

(6) 入札書の提出方法

前記6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記3の(2)の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札の日時まで、見積もった契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。）を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したこ

とを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 入札保証金の還付

○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

○ 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 契約しようとする者が過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(4) 入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

カ 金額を訂正した入札

キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

コ 二以上の意思表示をした入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者 1 名を決定する。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊交規公告第218号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年3月12日

熊本県警察本部長 横 内 泉

1 競争入札に付する事項

(1) 契約名

交通情報提供システム保守委託

(2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 業務実施場所

交通管制センター及び熊本市上南部等756ヶ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次の掲げる条件を満たす者であること。

(1) 平成18年熊本県告示第521号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成17年度以降、交通管制施設に係る保守委託の実績がある者

(2) 6の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認定決定を受けていること。

3 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書（以下申請書という。）を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 申請の方法

申請書に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送（書留郵便により、平成19年3月22日まで必着）により提出するものとする。

○ 2の(1)を証明する書類の写し

(2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-381-0110 内線5233

(3) 申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月22日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(4) 確認結果の通知

郵送により通知する。

(5) 参加資格有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年3月12日(月)から平成19年3月19日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

5 契約条項を示す場所

3(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

3(2)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成19年3月12日（月）から平成19年3月22日（木）までの日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 交付場所

3(2)に同じ

(3) 入札の方法

ア 入札金額は交通情報提供システム保守委託業務に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税対象事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月27日（火） 午前11時20分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部8階 交通管制センター

(6) 入札書の提出方法

前記6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、前記3の(2)の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

(1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札の日時までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可。）を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したこ

とを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 入札保証金の還付

○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 落札者は契約金額の 100 分の 10 以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。

イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

○ 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

○ 契約しようとする者が過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(4) 入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

カ 金額を訂正した入札

キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

コ 二以上の意思表示をした入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他詳細は入札説明書による。

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 23 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 2 号

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県立学校職員の職の設置に関する規則（昭和 45 年熊本県教育委員会規則第 18 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(大学を除く。)」及び「事務職員・技術職員その他必要な」を削る。

第 2 条第 2 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(主任実習助手等の職)

第 2 条の 2 実習助手の職及び寄宿舍指導員の職として別表第 2 の左欄に掲げる職を置き、
その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

「別表」の次に「(第 2 条関係)」を加え、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を
加える。

別表第 2 (第 2 条の 2 関係)

主任実習助手	実験又は実習に関する専門的な事項について教諭の職務を助ける。
主任寄宿舍指導員	寄宿舍における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に関する専門的業務に従事する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 3 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則
熊本県立高等学校学則（昭和 40 年熊本県教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条中「昭和 22 年法律第 25 号」を「平成 18 年法律第 120 号」に改める。

第 21 条第 2 項中「者については」の次に「出席を停止し、又は」を加える。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県立美術館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 1 号

熊本県立美術館利用規則の一部を改正する規則
熊本県立美術館利用規則（昭和 51 年熊本県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように
改正する。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式

閱 覧 等 許 可 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住 所
〒
氏 名

印

電話番号

下記により閲覧等を許可くださるよう申請します。

記

期 間	年 月 日		時から	年 月 日		時まで
方 法	閲覧 写真撮影 模写 模造 その他 ()					
種 別	作 者 名	資 料 名	数 量 ・ 回 ・ 日		備 考	
目 的						

(備考)

申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第2号様式中「昭和」を削り、「㊦」を「印」に、「殿」を「様」に改める。
別記第3号様式から別記第6号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式

美術館施設利用許可申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住 所
〒
氏 名

印

電話番号

下記により美術館の施設利用を許可くださるよう申請します。

記

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)				
施設名 (○を付けてください。)	本 館	第一室	第二室	第三室	その他 ()
	分 館	第一室	第二室	第三室	ギャラリー
展覧会名称					
展 示 内 容					観覧料 (いずれかの□にレを入れてください。) <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (内容の記載をお願いします。)
連絡担当者	氏名 _____		電話番号 _____		
	住所 〒 _____				
備 考	搬入陳列日	年 月 日	時	から	時 まで
	展示期間	年 月 日	から	年 月 日	
	撤去搬出日	年 月 日	時	から	時 まで

(備考)

申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 4 号様式

美術館施設利用許可書 様 さきに申請のありました美術館の施設利用については、下記により許可します。 記	第 号 年 月 日 熊本県教育委員会 印
--	----------------------------

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
施設名	本館	第一室	第二室	第三室	その他 ()
	分館	第一室	第二室	第三室	ギャラリー
展覧会名称					
展示内容					
条件					

遵守事項

- 1 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- 2 許可なくして物品等を販売しないこと。
- 3 許可なくして壁、柱等に貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- 4 許可なくして立看板等を立てないこと。
- 5 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。

別記第 5 号様式

美 術 館 施 設 利 用 変 更 等 申 請 書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住 所
〒
氏 名

電話番号

印

さきに許可を受けた施設利用に関し、下記により利用の ^{内容変更} 取り下げ をしたいので申請します。

記

理 由	
変更内容	
注 1 理由及び変更内容はできるだけ詳細に記入すること。 2 許可書を添付して提出すること。	

(備考)

申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

別記第 6 号様式

施 設 等 滅 失 (損 傷) 届

年 月 日

熊本県立美術館長 様

届出者 住 所
〒
氏 名

印

電話番号

下記のとおり 施設・設備を滅失したの
美術品等を損傷したのでお届けします。

記

年 月 日	
場 所	
物 件 名	
理 由	
損傷の状態	

(備考)

申請者欄の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公告第 3 号

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 3 月 23 日

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会長

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 29 日（木）
午後 1 時 30 分から（2 時間程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁新館 2 階「多目的 AV 会議室」
- 3 会議内容
(1) 熊本県次世代育成支援行動計画（くまもと子育て・子育て応援大作戦）の平成 19 年度の取組予定について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班）
（電話 096-333-2225）

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 4 号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成 14 年熊本県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「財団法人くまもと緑の財団
財団法人グランメッセ熊本」 を「財団法人くまもと緑の財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会公告第 10 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 借入物品及び数量
心電音図自動解析装置 一式
- (2) 借入物品の規格、品質、数量等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入期限
平成 19 年 4 月 1 日（日曜）
- (5) 納入場所
熊本市花畑町 1 番 13 号 熊本県医師会館
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては 60 月賃借料率で計算すること。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 4 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県教育庁体育保健課総務係（県庁行政棟新館 6 階）
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2709
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 3 月 23 日（金曜）から平成 19 年 3 月 29 日（木曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 4 時までとする。
イ 交付場所
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 3 月 30 日（金曜）午前 11 時から
イ 場所
県庁行政棟新館 8 階 802 号共用会議室
- (4) 入札書の提出方法
4 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 3 に記載の場所に平成 19 年 3 月 29 日（木曜）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札

- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 2 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申し出期限
落札者決定の日から 2 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県監査委員公告第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人山元修一から平成 18 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

熊本県監査委員公告第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により平成 18 年 11 月 21 日から平成 19 年 2 月 16 日までの間に実施した監査の結果について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査執行年月日

監査対象団体名	監査対象期間	監査執行年月日
学校法人尚綱学園	平成 17 年 4 月～ 平成 18 年 3 月	平成 18 年 11 月 21 日
学校法人泉心学園	〃	平成 18 年 11 月 21 日
学校法人熊本マリスト学園	〃	平成 18 年 11 月 27 日
学校法人鎮西学園	〃	平成 18 年 11 月 27 日
学校法人文徳学園	〃	平成 18 年 11 月 27 日
学校法人九州学院	〃	平成 18 年 11 月 28 日
学校法人九州ルーテル学院	〃	平成 18 年 11 月 28 日
学校法人熊本信愛女学院	〃	平成 18 年 11 月 29 日
熊本空港ビルディング株式会社	〃	平成 19 年 1 月 16 日
熊本県中小企業団体中央会	〃	平成 19 年 1 月 16 日

財団法人熊本県農業公社	平成 17 年 4 月～ 平成 18 年 3 月	平成 19 年 1 月 17 日
菊池市商工会	"	平成 19 年 1 月 17 日
学校法人有明中央学園	"	平成 19 年 1 月 18 日
日本赤十字社熊本県支部	"	平成 19 年 1 月 18 日
熊本県道路公社	"	平成 19 年 1 月 19 日
南阿蘇村商工会	"	平成 19 年 1 月 23 日
財団法人熊本テルサ	"	平成 19 年 1 月 23 日
財団法人熊本県林業従事者育成基金	"	平成 19 年 1 月 24 日
天草エアライン株式会社	"	平成 19 年 1 月 24 日
社団法人天草郡市医師会	"	平成 19 年 1 月 25 日
社団法人熊本県物産振興協会	"	平成 19 年 1 月 25 日
学校法人マリア学園	"	平成 19 年 1 月 26 日
財団法人熊本県起業化支援センター	"	平成 19 年 1 月 30 日
人吉商工会議所	"	平成 19 年 1 月 30 日
熊本県漁業共済組合	"	平成 19 年 1 月 31 日
学校法人大口明光学園	"	平成 19 年 1 月 31 日
社会福祉法人熊本県社会福祉事業団	"	平成 19 年 2 月 1 日
社団法人熊本県観光連盟	"	平成 19 年 2 月 2 日
財団法人熊本県スポーツ振興事業団	"	平成 19 年 2 月 6 日
学校法人錦学園	"	平成 19 年 2 月 7 日
社団法人熊本犯罪被害者支援センター	"	平成 19 年 2 月 7 日
学校法人吉良学園	"	平成 19 年 2 月 8 日
熊本県文化協会	"	平成 19 年 2 月 8 日
希望の里ホンダ株式会社	"	平成 19 年 2 月 8 日
学校法人熊本 YMCA 学園	"	平成 19 年 2 月 14 日
熊本県レクリエーション協会	"	平成 19 年 2 月 14 日
熊本県木竹炭振興会	"	平成 19 年 2 月 15 日
社会福祉法人熊本視力障害者福祉会	"	平成 19 年 2 月 15 日
部落解放同盟熊本県連合会	"	平成 19 年 2 月 16 日
全日本同和会熊本県連合会	"	平成 19 年 2 月 16 日

2 監査の主眼

今回の監査は、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき県が出資している団体、補助団体、貸付団体、公の施設の管理を委託している団体等の 40 団体について、平成 17 年度に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した。

監査にあたっては、熊本県監査委員監査基準に基づき、次の事項に主眼をおいて実施した。

(1) 出資団体

- ・団体の目的に沿って運営されているか。
- ・団体の経営状況は良好か。
- ・団体の監事による監査、県主管課の指導監査は、適正になされているか。

(2) 補助団体等

- ・補助等額の決定は、適正か。
- ・補助等の効果は、十分に達せられているか。
- ・補助等に係る会計経理は、適正に行われているか。

(3) 公の施設の管理委託団体

- ・委託契約は、適正になされているか。
- ・施設の管理は、目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- ・会計経理は、適正に行われているか。

3 監査の結果

○ 報告公表事項

(指摘事項)

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは次のとおりである。

天草エアライン株式会社

平成 17 年度において、地上業務委託費の見直しなど営業経費削減の努力は見られる

ものの、燃料費の高騰により 27,171 千円の当期損失となり、当期末未処理損失（累積欠損金）が 190,857 千円となっている。経営基盤に重大な影響を及ぼすおそれもあることから、更なる経営改善に努めその縮減を図る必要がある。

(指導事項)

監査において是正又は改善を要する事項として指導したものは次のとおりである。

学校法人九州ルーテル学院

平成 17 年度私立高等学校経常費補助金について、教職員数等の算定基礎数値の把握を誤ったことにより補助金が過大となっている。

私立中学校共通

平成 17 年度私立中学校経常費補助金について、私学文書課において教育費割の単価算定を誤った（設備整備費に対する国庫補助金の控除漏れ）ことにより、各学校において 6 千円から 58 千円の過不足が生じた。

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会規則第 4 号

熊本県立図書館利用規則の一部を改正する規則

熊本県立図書館利用規則（昭和 60 年熊本県教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「末日」を「最終金曜日」に改め、同項第 4 号中「4 日」を「3 日」に改める。

第 9 条第 2 項中「5 点」を「10 点」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清塘 英之

熊本県人事委員会規則第 5 号

公開口頭審理等傍聴規則の一部を改正する規則

公開口頭審理等傍聴規則（昭和 60 年熊本県人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清塘 英之

熊本県人事委員会規則第 6 号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清塘 英之

熊本県人事委員会規則第 7 号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 1 号から第 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 措置要求の年月日

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により調査をした結果、措置要求書の記載事項に不備があるときは、人事委員会は、相当の期間を定めて、要求者にその不備の補正を命ずることができる。ただし、人事委員会は、不備が軽微であると認めるときは、職権によりこれを補正することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 8 号

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条公務員課の項第 3 号中「管理職」を「管理職員等」に改める。

第 4 条第 2 項中「総務審議員」を「首席総務審議員、総務審議員」に改め、同条第 3 項中「、主事及び技師」を「及び主事」に改め、同条第 11 項を削り、同条中第 5 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に、次の 1 項を加える。

5 首席総務審議員は、上司の命を受け重要な事項を審議する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 9 号

熊本県人事委員会議事規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会議事規則（平成 16 年熊本県人事委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 10 号

熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成 13 年熊本県人事委員会規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「通知は、」の次に「条例第 21 条第 1 号に係るものは」を加え、「不服申立て」を「条例第 21 条第 1 号」に改め、「開示通知書）」の次に「、条例第 21 条第 2 号に係るものは別記第 13 号の 2 様式（条例第 21 条第 2 号に係る行政文書の開示通知書）」を加える。

別記第 3 号様式、別記第 4 号様式、別記第 4 号の 2 様式及び別記第 4 号の 3 様式中
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」

「電話番号」を「電話番号（ ） - 」に改める。
別記第 11 号様式中

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

「電話番号」を「電話番号（ ） - 」に改める。
別記第13号様式中「不服申立てに係る」を「条例第21条第1号に係る」に、

「
年 月 日付けで〔不服申立てのありました
開示に反対する意思の表示のありました〕行政文書につい

て、次のとおりその〔全部〕を
一部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項の規定により通知します。

「
年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書について、次のとおりその

〔全部〕
一部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第21条において準用する同条例第15条第3項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

「電話番号」を「電話番号（ ） - 」に改め、同様式の次に次の1
様式を加える。

別記第 1 3 号の 2 様式 (第 1 2 条関係)

条例第 2 1 条第 2 号に係る行政文書の開示通知書

第 年 月 日

様

熊本県人事委員会
委員長

印

年 月 日付けで開示に反対する意思表示のありました行政文書について、次のとおりその

全部
一部

を開示することとしたので、熊本県情報公開条例第 2 1 条において準用する同条例第 1 5 条第 3 項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として (熊本県人事委員会が被告の代表者となります。) 提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県人事委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	(電話番号 ()) - (内線) ()
備考	

(日本工業規格 A 4)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第11号

熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「第6条第4項」を「第6条第4項第4号」に、「事務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「第29条第3項」を「第25条の5第2項」に改め、同条第1号中「是正の申出」を「利用停止請求」に改め、同条第2号中「是正の申出」を「利用停止請求」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第5条第3項中「第29条第3項」を「第25条の4第2項」に、「是正の申出」を「利用停止請求」に、「第30条」を「第25条の7第2項及び第3項」に改める。

第6条中「第16条第8号」を「第16条第2号」に改め、同条の次に次の1条を加える。
(条例第16条第3号ただし書の実施機関が定める公務員等)

第6条の2 条例第16条第3号ただし書の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

(1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員

(2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたもの

第7条第5項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を、「事項は」の次に「、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示」を加え、「、開示請求者以外の者に係る情報の内容」を削り、同条第6項及び第7項中「第19条第6項」の次に「及び第7項」を加え、同条第8項中「第19条第7項」を「第19条第8項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(条例第19条の2第1項の規定による通知書)

第7条の2 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第8号の2様式(開示請求事案移送通知書)によるものとする。

第13条の次に次の5条を加える。

(条例第25条の2第1項の規定による通知書)

第13条の2 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第13号の2様式(訂正請求事案移送通知書)によるものとする。

(条例第25条の3の規定による通知書)

第13条の3 条例第25条の3の規定による通知書は、別記第13号の3様式(個人情報訂正実施通知書)によるものとする。

(条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等)

第13条の4 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。

2 利用停止請求書は、別記第13号の4様式(自己情報利用停止請求書)によるものとする。

(準用)

第13条の5 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(条例第25条の7の規定による通知書)

第13条の6 条例第25条の7第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第13号の5様式(個人情報利用停止決定通知書)

(2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第13号の6様式(個人情報部分利用停止決定通知書)

2 条例第25条の7第3項の規定による通知書は、別記第13号の7様式(個人情報利用不停止決定通知書)によるものとする。

3 条例第25条の7第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号の8様式(自己情報利用停止請求決定期間延長通知書)によるものとする。

第15条(見出しを含む。)中「第19条第7項後段」を「第19条第8項後段」に改め、「通知書は、」の次に「条例第28条第1号に係るものは」を加え、「不服申立て」を「条例第28条第1号」に改め、「開示通知書」の次に「、条例第28条第2号に係るものは別記第15号の2様式(条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書)」を加える。

第16条及び第17条を次のように改める。

第 16 条及び第 17 条 削除

別記第 1 号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、

住所		住所	(電話番号 () -)	に
----	--	----	---------------	---

改める。

別記第 2 号様式中

開示請求に係る 個人情報の内容		開示請求に係る 個人情報の内容		に、
		開示する個人情報に 係る個人情報取扱事 務の目的		」

「電話番号」を「電話番号 () - 」に改める。

別記第 3 号様式中

開示請求に係る 個人情報の内容		開示請求に係る 個人情報の内容		に、
		開示する個人情報に 係る個人情報取扱事 務の目的		」

「電話番号」を「電話番号 () - 」に改める。

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」

改める。

別記第 4 号様式中「電話番号」を「電話番号 () - 」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」

改める。

別記第 6 号様式中「第 19 条第 6 項」を「第 19 条第 6 項（第 7 項）」に、「ご意見」を「御意見」に、「電話番号」を「電話番号 () - 」に改める。

別記第 8 号様式中「第 19 条第 7 項」を「第 19 条第 8 項」に、

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」

「電話番号」を「電話番号 () - 」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 8 号の 2 様式 (第 7 条の 2 関係)

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県人事委員会
委員長

印

年 月 日付で請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第 19 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした開示請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課	(電話番号 () - (内線 ()))
移送を受けた実施機関及び担当課	(電話番号 () - (内線 ()))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするようになります。

(日本工業規格 A 4)

別記第 9 号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、「訂正を求める内容」を「訂正請求の趣旨及び理由」に、

「住所」を「住所 (電話番号 () -)」に

改め、「訂正の内容を」の次に「含め、」を加え、「5 請求の際は、訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第 11 号様式及び別記第 12 号様式中「電話番号」を「電話番号 () -」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

改める。

別記第 13 号様式の次に次の 7 様式を加える。

別記第 1 3 号の 2 様式 (第 1 3 条の 2 関係)

訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県人事委員会
委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした訂正請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課	(電話番号 () - (内線))
移送を受けた実施機関及び担当課	(電話番号 () - (内線))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備考	

(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

(日本工業規格 A 4)

別記第 1 3 号の 3 様式 (第 1 3 条の 3 関係)

個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県人事委員会
委員長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条の 3 の規定により通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課	(電話番号 () - (内線))
備考	

(日本工業規格 A 4)

別記第13号の4様式（第13条の4関係）

自 己 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

熊本県人事委員会委員長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 -
 (法人にあっては、
 主たる事務所の所在地)
 氏 名
 (法人にあっては、
 その名称及び代表者の氏名)
 連 絡 先
 (法人にあっては、
 担当者の氏名及び連絡先) 電話番号 () -

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 (該当するものの番号を) (○で囲んでください。)	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号 () -)
本人に代わって利用停止請求をする理由		

- (注) 1 「利用停止請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る自己情報が特定できるように具体的に記載してください。
 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めるかを含め、具体的に記入してください。
 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。
 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請求者確認欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他 ()	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他 ()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は人事委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備考	受付年月日	年 月 日

別記第13号の6様式（第13条の6関係）

個人情報部分利用停止決定通知書
 熊本県人事委員会指令第 号

住 所
 氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県人事委員会
 委員長 印

利用停止に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分	
利用停止しないこととした理由	
担当課	(電話番号 ()) - (内線 ())
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。
 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

（日本工業規格A4）

別記第13号の7様式（第13条の6関係）

個人情報利用不停止決定通知書

熊本県人事委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県人事委員会
委員長

印

利用停止に係る個人情報の内容	
個人情報の利用停止をしない理由	
担当課	(電話番号 ()) - (内線 ())
備考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

(日本工業規格 A 4)

別記第13号の8様式（第13条の6関係）

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県人事委員会
委員長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	(電話番号 () - (内線))
備考	

(日本工業規格 A 4)

別記第 15 号様式中「不服申立てに係る」を「条例第 28 条第 1 号に係る」に、

「
年 月 日付けで〔不服申立てのありました
開示に反対する意思の表示のありました〕行政文書に記録

されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を
一部〕を開示することとしましたので、熊本県
個人情報保護条例第 28 条において準用する第 19 条第 7 項後段の規定により通知します。」

「
年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報
について、次のとおりその〔全部〕
一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第

28 条において準用する第 19 条第 8 項後段の規定により通知します。 なお、この通知に係る
開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に
熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。」

「電話番号
」を「電話番号（ ） - 」に改め、同様式の次に次の 1
様式を加える。

別記第15号の2様式（第15条関係）

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

年 第 月 号 日

様

熊本県人事委員会
委員長

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその 全部 一部 を開示することとしましたので、熊

本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。
なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課	（電話番号（ ） - （内線（ ））
備考	

（日本工業規格A4）

別記第 16 号様式及び別記第 17 号様式を次のように改める。
 別記第 16 号様式及び別記第 17 号様式 削除
 別記第 19 号様式中「電話番号 () - 」を「電話番号 () - 」に改める。
 別記第 20 号様式中「電話番号 () - 」を「電話番号 () - 」に、
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」に
 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
 改める。
 別記第 21 号様式中「電話番号 () - 」を「電話番号 () - 」に、
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
 「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」に
 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（熊本県人事委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。
 改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第 1 号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成 19 年 3 月 23 日
 熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之
 熊本県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令
 熊本県人事委員会事務局文書規程（昭和 35 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
 第 3 条第 1 号中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成 19 年 3 月 23 日から施行する。

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 12 号

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成 15 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
 第 6 条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 13 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 給料表の適用範囲に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条中「保健環境科学研究所（所長）の次に「及び次長」を加え、「工業技術センター（所長を除く。）」「産業技術センター（所長、次長及び総務企画部に勤務する職員を除く。）」「管理部門」「食品加工研究所（所長を除く。）」及び「総務課又は」を削り、「及び次長」を「、次長及び企画調査部に勤務する職員」に改める。

第6条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第1」を「級別標準職務表（別表第1）」に改める。

第5条第2号中「第4条」を「前条」に改める。

第6条中「その者に適用しようとする同表の号給が、その者の属する職務の級における最低の号給に達しないときは、その最低の号給とする。」を「当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格又は降格したものとした場合に得られる号給とする。ただし、同表の職種欄、試験欄若しくは試験職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。」に改める。

第7条中「額」を「号給」に改める。

第8条第1項第3号中「第1号又は第2号」を「前2号」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により職員を昇給させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第15条第5項を削る。

第16条の見出しを「（降格の場合の号給の決定方法）」に改め、同条第4項を削る。

第17条第1項中「異なる」を「異なる」に、「定」を「定め」に、「留まらせる」を「とどまらせる」に改め、同条第2項第1号中「基準」を「基礎」に、「昇給」を「昇格、昇給等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。
- 4 前2条の規定は、第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

第18条第2項中「前条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第18条の次に次の章名を付する。

第4章 昇給

第19条の2を削る。

第21条の次に次の1条を加える。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第21条の2 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、第20条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

- 2 一般職員給与条例第5条第5項、県立学校給与条例第6条第5項及び市町村立学校給与条例第6条第5項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8の2に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第15条第3項、第17条第3項（第18条において準用する場合を含む。）若しくは第25条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数と乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。ただし、著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、前項の規定による号給数を超えない範囲内でその者の号給数を決定することができるものとする。

- 4 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

- 5 前2項又は第3項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第17条若しくは第18条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることと

なる職員の昇給の号給数は、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
 第 24 条の 2 第 2 項中「引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ」を「引き続き勤務したものとみなして」に改める。
 第 25 条中「初任給として受けるべき号給に達するまで上位に」を「当該初任給として受けるべき号給に」に改める。
 第 26 条の見出し中「号給」を「給料」に改め、同条中「号給」を「給料」に、「むかつて」を「向かって」に改める。
 別表第 1 の (その 8) 教育職給料表 (2) 級別標準職務表を次のように改める。
 (その 8) 教育職給料表 (2) 級別標準職務表

- 1 1 級
高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
- 2 2 級
高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務
- 3 3 級
高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
- 4 4 級
高等学校又は特別支援学校の校長の職務

別表第 8 の次に次の 1 表を加える。
 別表第 8 の 2 昇給号給数表 (第 21 条の 2 関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8 以上	6	4 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの又は第 21 条各号に掲げる職員にあっては、3)	2	0
	4 以上	3	2	1	0

備考 この表に定める上段の号給数は一般職員給与条例第 5 条第 6 項、県立学校給与条例第 6 条第 6 項及び市町村立学校給与条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は一般職員給与条例第 5 条第 6 項、県立学校給与条例第 6 条第 6 項及び市町村立学校給与条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (平成 18 年熊本県人事委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。
 附則第 4 項から第 7 項までを削る。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 15 号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則 (昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中	盲 学 校	(1) 校長	2
	聾 学 校	(2) 教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、	
	養 護 学 校	講師及び実習助手 (3) 寄宿舎指導員	

を 「特別支援学校 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習
助手及び寄宿舎指導員」 1 に改め、

同表中学校小学校の項中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同項調整数の欄中「2」を「1」に改める。

別表第 3 力 教育職給料表 (2) 中 3 級の項及び 4 級の項を削る。

別表第 3 キ 教育職給料表 (3) 中 3 級の項及び 4 級の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に、この規則による改正前の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(以下「改正前の規則」という。)において盲学校、聾学校又は養護学校の校長又は教頭の職(以下「校長等の職」という。)を占めていた職員が、施行日以後引き続き当該職を占める場合には、この規則による改正後の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第 3 条の規定にかかわらず、施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間、当該職員に対し、施行日の前日における当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた改正前の規則別表第 3 に掲げる調整基本額にその者に係る改正前の規則別表第 1 に掲げる調整数を乗じて得た額(当該職員が、熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成 18 年熊本県人事委員会規則第 6 号。以下「平成 18 年改正規則」という。)附則第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける場合は、これらの規定により算定された額)に 100 分の 50 を乗じて得た額を給料月額調整額として支給する。

3 前項の規定は、施行日以後新たに校長等の職を占めることとなった職員について準用する。

4 施行日の前日に、改正後の規則で改正前の規則と調整数が異なることとなる職(校長等の職を除く。)を占めていた職員が、施行日以後引き続き当該職を占める場合には、改正後の規則第 3 条の規定にかかわらず、施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該職員に対し、施行日の前日における当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた改正前の規則別表第 3 に掲げる調整基本額にその者に係る改正前の規則別表第 1 に掲げる調整数を乗じて得た額(当該職員が、平成 18 年改正規則附則第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける場合は、これらの規定により算定された額)に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料月額調整額として支給する。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100

(2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

5 前項の規定は、施行日以後新たに前項の職を占めることとなった職員について準用する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 16 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(支給職及び区分)」に改め、同条中「管理職手当を支給する職」を「一般職員給与条例第 7 条の 2 及び県立学校給与条例第 8 条の 2 に規定する職」に、「別表」を「別表第 1」に改め、「(人事委員会がこれに相当すると認める職(以下「相当職」という。)を含む。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 別表第 1 に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の管理職手当を支給する職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

第 3 条を次のように改める。

(支給額)

第 3 条 前条第 1 項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第 2 項の規定による区分に応じ、別表第 2 の手当額欄に定める額とする。

第 4 条を削る。

別表を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

組織			管理職手当を支給する職	区分			
知事の 事務局	共通	本庁	理事 部長	1 種			
			総括審議員	2 種			
			部次長 総室長 首席審議員（人事委員会が定めるものに限る。）	3 種			
			首席審議員（区分 3 種のものを除く。）	4 種			
			課長（区分 4 種のものを除く。） 副総室長	5 種			
			審議員	6 種			
	総合政策局	本庁	局長	1 種			
			局次長	3 種			
			政策調整監	5 種			
	総務部	本庁	危機管理監	3 種			
			人事課長 財政課長	4 種			
			総務事務センター長	5 種			
		地方出先機関	地方出先機関	天草地域振興局長 東京事務所長	1 種		
				地域振興局長（区分 1 種のものを除く。） 天草地域振興局次長 天草地域振興局土木部長	3 種		
				地域振興局次長（区分 3 種のものを除く。） 地域振興局部長（区分 3 種のものを除く。） 天草地域振興局土木部副部長 天草地域振興局総務振興課長 東京事務所次長 熊本県税務所長 自動車税事務所長 消防学校長 くまもと県民交流館長	5 種		
				首席税務専門員 総務審議員 保健福祉環境審議員 農林水産審議員 土木審議員	6 種		
				地域振興局副部長（区分 5 種のものを除く。） 総務振興課長（区分 5 種のものを除く。） 熊本県税事務所次長 自動車税事務所次長 消防学校副校長 防災消防航空センター所長 くまもと県民交流館副館長	7 種		
				地域振興部	本庁	川辺川ダム対策監	4 種
						地域政策監	5 種
						情報企画監	6 種
				健康福祉部	地方出先機関	八代保健所長 福祉総合相談所長 こころの医療センター院長	3 種
						保健所長（区分 3 種のものを除く。） 福祉総合相談所次長 保健環境科学研究所長 保健環境科学研究所次長（区分 7 種のものを除く。） こころの医療センター副院長 こころの医療センター診療部長 こころの医療センター事務部長 保育大学校長 清水が丘学園長 こども総合療育センター所長 こども総合療育センター事務部長 こども総合療育センター診療部長 精神保健福祉センター所長 食肉衛生検査所長	5 種
						福祉審議員 保健環境審議員 健康福祉審議員 こころの医療センター医長（医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうち、職務の級が 4 級のものに限る。）	6 種
保健所次長 保健環境科学研究所次長（人事委員会が定めるものに限る。） こころの医療センター	7 種						

		看護部長 八代児童相談所長 清水が丘学園副園長 こども総合療育センター総看護師長 精神保健福祉センター次長 食肉衛生検査所次長	
環境生活部	本庁	人権センター長 環境政策監 廃棄物公共関与政策監	5 種
	地方出先機関	消費生活センター所長	5 種
		消費生活センター次長 環境センター副館長	7 種
商工観光労働部	本庁	労働雇用政策監	5 種
	地方出先機関	大阪事務所長	3 種
		福岡事務所長 産業技術センター次長（区分 7 種のものを除く。） 熊本高等技術訓練校長 技術短期大学校副校長	5 種
		商工審議員 職業能力開発審議員 産業技術審議員	6 種
		大阪事務所次長 産業技術センター次長（人事委員会が定めるものに限る。） 熊本高等技術訓練校副校長	7 種
農林水産部	本庁	農林水産政策監	5 種
	地方出先機関	農業研究センター所長	1 種
		農業研究センター次長 農業大学校長	3 種
		首席農政審議員	4 種
		熊本農政事務所長 農業研究センター企画調整部長 農業研究センター農産園芸研究所長 農業研究センター生産環境研究所長 農業研究センターい業研究所長 農業研究センター果樹研究所長 農業研究センター畜産研究所長 農業大学校副校長 農業大学校学部長 農業大学校研修部長 中央家畜保健衛生所長 城北家畜保健衛生所長 阿蘇家畜保健衛生所長 城南家畜保健衛生所長 林業研究指導所長 水産研究センター所長	5 種
		農林水産審議員 農政審議員 林政審議員 水産審議員	6 種
		熊本農政事務所次長 農業研究センター管理部長 農業研究センター農産園芸研究所茶業研究所長 農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所長 農業研究センター高原農業研究所長 農業研究センター球磨農業研究所長 農業研究センター天草農業研究所長 農業大学校事務長 天草家畜保健衛生所長 林業研究指導所次長 水産研究センター次長 漁業取締事務所長	7 種
土木部	本庁	室長	3 種
		営繕専門監	5 種
	地方出先機関	熊本土木事務所長	3 種
		熊本土木事務所次長 産業開発青年隊訓練所長 天草空港管理事務所長 新幹線・熊本駅周辺整備事務所長 新幹線・熊本駅周辺整備事業所次長	5 種
		土木審議員	6 種
		産業開発青年隊訓練所次長 ダム管理所長 天草地域ダム建設事務所長 港管理事務所長 天草空	7 種

		港管理事務所次長		
出納局		局長	3種	
		首席会計審議員	4種	
議会事務局		課長	5種	
		政策調整審議員 会計審議員	6種	
		局長	1種	
		次長	3種	
		首席総務審議員	4種	
		課長	5種	
労働委員会事務局		総務審議員	6種	
		局長	3種	
		課長	5種	
監査委員事務局		総務審議員	6種	
		局長	1種	
		課長	5種	
人事委員会事務局		監査審議員	6種	
		局長	1種	
		首席総務審議員	4種	
		課長	5種	
教育庁	本庁	総務審議員	6種	
		総括教育審議員	2種	
		教育次長	3種	
		首席教育審議員 学校人事課長	4種	
		課長(区分4種のものを除く。) 高校整備政策監 政策調整審議員 教育審議員	5種 6種	
	地方出先機関	美術館長	1種	
		生涯学習推進センター所長 図書館長 教育セン ター所長	3種	
		教育事務所長 教育センター副所長 教育セン ター部長(行政職給料表の適用を受けるものに限 る。) 図書館副館長 美術館副館長 装飾古墳館 長 天草青年の家所長 菊池少年自然の家所長 豊野少年自然の家所長 あしきた青少年の家所長	5種	
		生涯学習審議員 教育審議員	6種	
		生涯学習推進センター次長	7種	
		学校	人事委員会が定める特に規模の大きい学校の校長	5種
		人事委員会が定める規模の大きい学校の校長	6種	
		校長(区分5種及び6種のものを除く。) 人事委 員会が定める規模の大きい学校の教頭 人事委員 会が定める規模の大きい学校の主任事務長	7種	
		教頭(区分7種のものを除く。) 主任事務長(区 分7種のものを除く。) 事務長	8種	
	警察	警察本部	部長 参事官	3種
			理事官	4種
			課長 企画調査官 監察官 留置管理官 科学捜 査研究所長 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動 隊長 高速道路交通警察隊長	5種
			サイバー犯罪対策官 刑事調査官 刑事指導官	6種
		警察学校	校長	3種

	副校長	5 種
警察署	熊本北警察署長 熊本南警察署長 熊本東警察署長 玉名警察署長 大津警察署長 宇城警察署長 八代警察署長 天草警察署長	3 種
	荒尾警察署長 山鹿警察署長 人吉警察署長	4 種
	警察署長（区分 3 種及び 4 種のものを除く。） 熊本北警察署副署長 熊本南警察署副署長 熊本東警察署副署長 八代警察署副署長	5 種

備考 首席審議員及び審議員とは、熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和 31 年熊本県規則第 59 号）別表第 1 本庁の欄に掲げるそれぞれの首席審議員及び審議員をいう。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	手当額
9 級	1 種	130,300 円
	2 種	120,200 円
8 級	3 種	94,000 円
	4 種	85,700 円
7 級	3 種	88,500 円
	4 種	80,700 円
	5 種	71,700 円
	6 種	62,800 円
6 級	4 種	75,400 円
	5 種	67,000 円
	6 種	58,600 円
	7 種	50,300 円
	8 種	41,900 円
5 級	7 種	47,600 円
	8 種	39,700 円
4 級	7 種	44,600 円
	8 種	37,200 円

2 公安職給料表

職務の級	区分	手当額
9 級	3 種	95,700 円
	4 種	87,200 円
8 級	3 種	90,900 円
	4 種	82,700 円
	5 種	73,500 円
	6 種	64,300 円
7 級	5 種	72,000 円
	6 種	63,000 円
6 級	5 種	68,900 円
	6 種	60,300 円

3 医療職給料表（1）

職務の級	区分	手当額
4 級	2 種	126,900 円
	3 種	110,100 円
	4 種	99,300 円
	5 種	88,300 円

	6 種	77,200 円
3 級	5 種	84,100 円
	6 種	73,600 円
	7 種	63,100 円

4 医療職給料表 (2)

職務の級	区分	手当額
7 級	3 種	87,600 円
	4 種	80,500 円
	5 種	71,600 円
	6 種	62,600 円
	7 種	53,700 円
6 級	7 種	50,300 円
5 級	7 種	47,100 円

5 医療職給料表 (3)

職務の級	区分	手当額
6 級	6 種	61,600 円
	7 種	52,800 円
5 級	7 種	47,400 円

6 教育職給料表 (2)

職務の級	区分	手当額
4 級	5 種	74,000 円
	6 種	64,800 円
	7 種	55,500 円
3 級	7 種	55,100 円
	8 種	45,900 円

7 教育職給料表 (3)

職務の級	区分	手当額
4 級	5 種	71,000 円
	6 種	62,100 円
	7 種	53,300 円
3 級	7 種	52,000 円
	8 種	43,300 円

備考 一般職員給与条例第 5 条第 10 項及び県立学校給与条例第 6 条第 10 項に規定する再任用職員に支給する管理職手当の額については、人事委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 一般職員給与条例第 7 条の 2 及び県立学校給与条例第 8 条の 2 の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の熊本県職員の管理職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第 3 条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、

上位区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の熊本県職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する別表に掲げる職に係る同表の支給割合欄に定める割合を次の表の左欄に掲げる支給割合に応じ、同表の右欄に掲げる区分とした場合におけるそれぞれの区分（以下「旧区分」という。）より高い新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。）及び同一区分職員（旧区分と同一の新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第3号において同じ。）同日にその者が受けていた管理職手当の額

支給割合	区分
100分の25	1種
100分の23	2種
100分の20	3種
100分の18	4種
100分の16	5種
100分の14	6種
100分の12	7種
100分の10	8種

- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分職員（旧区分より低い新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。）同日に当該旧区分より低い新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する前号の表に掲げる支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、同一区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い新規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する第1号の表に掲げる支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に一般職員給与条例第9条の4第3項及び県立学校給与条例第10条の3第3項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額
- (熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部改正)
- 4 熊本県職員の宿日直手当に関する規則（昭和28年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第4号中「支給割合が100分の20又は100分の18」を「区分が3種又は4種」に改める。
(熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)
- 5 熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年熊本県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「別表」を「別表第1」に、「支給割合」を「区分」に、「100分の25」を「1種」に、「100分の23」を「2種」に、「100分の20」を「3種」に、「100分の18」を「4種」に、「100分の16」を「5種」に、「100分の14」を「6種」に、「100分の12」を「7種」に、「100分の10」を「8種」に改め、同号ケを削る。
(熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
- 6 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。
第4条の2第3号中「支給割合が100分の25、100分の23、100分の20又は100分の18」を「区分が1種、2種、3種又は4種」に改める。
第4条の4第1項第1号中「支給割合が100分の25、100分の23、100分の20又は100分の18」を「区分が1種、2種、3種又は4種」に改め、同条第2項第1号中「支給割合が100分の25」を「区分が1種」に、「100分の23」を「2種」に、「100分の20又は100分の18」を「3種又は4種」に改める。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 17 号

熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員等の給与簿に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和 28 年熊本県条例第 74 号。以下「大学教育職員給与条例」という。）第 21 条」を削る。

第 4 条第 3 号中「、大学教育職員給与条例第 16 条」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 18 号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の地域手当に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「名古屋市」を「豊田市」に改める。

附則第 3 項中「100 分の 11」を「100 分の 12」に改める。

附則別表中「100 分の 13」を「100 分の 14」に、「100 分の 11」を「100 分の 12」に、「100 分の 7」を「100 分の 8」に、「100 分の 5」を「100 分の 7」に、「100 分の 4」を「100 分の 5」に、「100 分の 1」を「100 分の 2」に、

愛知県	名古屋市	を「	大阪府
大阪府	大阪市		

「

100 分の 4	愛知県
100 分の 3	長崎県

」を

「

100 分の 3	長崎県	長崎市
----------	-----	-----

」に、「

豊田市
長崎市

」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 19 号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県へき地手当等に関する規則（平成 6 年熊本県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の部阿蘇教育事務所の項中「

山鹿小学校	」を「	産山小学校
産山北部小学校		

」に改め、同部上益城教育事務所の項中「

田代東部小学校	」を「	清和小学校
清和小学校		

」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会告示第 1 号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
 熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和 32 年熊本県人事委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 号中「等」の欄は」の次に「、日額特勤については」を加え、「勤務に伴う支給割合別の日数又は時間数」を「勤務の日数、時間数等」に、「支給割合別の合計回数」を「区別の合計回数」に改める。

第 14 条第 5 号中「管理職手当率」を「管理職手当区分」に、「支給割合」を「区分」に改める。

第 17 条第 1 項第 6 号中「記入された支給割合を給料月額に乗じて得た」を「基づき支給すべき管理職手当の」に改める。

第 19 条中「給与支払簿」を「給与支給明細書」に改める。

別記第 2 号様式中「管理職手当率」を「管理職手当区分」に改める。

別記第 3 号様式中「期末（特別）手当」を「期末手当」に改める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会訓令第 2 号

事 務 局

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項中第 14 号を第 15 号とし、第 3 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 19 年熊本県人事委員会規則第 号）附則第 3 項第 6 号の規定に基づく人事委員会が定める職員及び額に関する事。

別表第 1 の 6 勤務条件に関する措置の要求に関する事務の項中「2 措置要求書の補正に関する事。」を「2 措置要求規則第 3 条第 2 項の規定に基づく措置要求書の補正に関する事。」に改める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 6 勤務条件に関する措置の要求に関する事務の項の改正規定は、平成 19 年 3 月 23 日から施行する。

